

## 企業所得税優遇政策を享受するための「事前申請」を廃止 「備案（届け出）」に変更

国家税務総局は2015年11月12日《企業所得税優遇政策事項取扱弁法》を公布して、これまで税制上の優遇政策を享受するために行っていた「審査認可」の手続きをすべて廃止し、備案（登録・届け出）管理方式に変更することを明らかにしました。2015年度以降の企業所得税優遇政策事項に適用されます。

これにより事前の手続きは簡素化されますが、企業が自社の判断で享受した優遇政策のちに税務当局から否認された場合には、遡っての追徴・延滞金が発生することになりますので企業としては優遇政策に関する正しい情報を入手して適正に税務申告を行うことが必要になります。

### 1. 備案（登録・届け出）が必要な優遇政策

中国において企業所得税法で規定した免税収入、軽減収入、加算控除、加速度償却、所得減免、納税所得額の控除、税率低減、税額控除等の適用を受ける場合には「備案」手続きが必要です。

### 2. 備案（登録・届け出）の方法

企業は税務機関の窓口で備案手続きを行うことができ、また、インターネットの方式でも備案手続きができるようになっていました。本弁法の規定に基づいて、書面資料の添付・送付が必要な項目については、税務機関の窓口において備案手続きを行う必要があります。

現在の優遇事項55項目のうち、24項目は関連資料が必要です（例：研究開発費用の加算控除の適用を受ける場合には、その研究項目関連資料の提出が必要）参考資料：《企業所得税優遇事項備案管理目録》

企業が小型薄利企業所得税優遇政策、固定資産加速度償却、単位価値5,000元以下の固定資産の一括償却及び100万元

を下回る研究開発器械設備の一括償却などの優遇政策を享受する場合には、確定申告書の関連書式欄に必要な事項を入力して備案手続きを行います。

### 3. 備案を行うタイミング

優遇政策の多くは四半期ごとの予定納税申告時に享受でき、一部の優遇政策のみが確定申告時に優遇政策の享受が可能かどうかの判断を要することになりますが、これら確定申告時に享受する優遇政策については、確定申告書提出時に備案手続きを行う必要があります。

### 4. 備案手続きの効力

ひとつの税制優遇政策を継続的に享受する場合は、その優遇政策の享受を開始する初年度に備案手続きを行うものとし、同一の優遇政策について減免の適用開始初年度から停止までの期間内において、その企業が享受する優遇政策条件に変化がないときは、再度の備案手続きを行う必要はありませんが、一定の優遇事項（例：ソフト認定企業の定期減免など）については毎年備案

手続きを行う必要があります。

今後は優遇政策享受のための事前審査認可手続きが廃止されて、手続きが簡略化されることとなりますが、税務機関は「事後管理方式」により、税収優遇を享受する企業の申告内容についての真実性及び合法性について調査を実行していくこととなります。「事後管理方式」により、企業が申告した内容が税法規定条件に合致しないことを発見した場合には、企業に対してその優遇享受の停止を命じ、税金及び滞納金を追徴することとなります。

したがって優遇政策を享受しようとする企業は、《企業所得税優遇政策事項取扱弁法》の規定に基づく税務機関の検査に備えて、資料を保存して、必要に応じて提供で

きるようにしておく必要があります。

なお当弁法では、企業が検査に備えて保存する資料の保存期限を各優遇事項享受後10年と規定しています。税法規定と会計処理に差異が存在する優遇事項は、保存期限を当該優遇事項の有効期限終了後10年としています。

参考資料《企業所得税優遇政策事項取扱弁法》国家税務総局公告2015年第76号

以上